

## 提 案 書

医業経営セミナー 医師の働き方改革対策として「宿日直勤務許可申請の手法」

講師は神奈川労働局の宿日直勤務許可申請窓口の部署の方がいいと思います!?

**提案理由** 複数医療機関に勤務する医師の労働時間は、労働基準法第38条1項において通算することと定められており、他院での当直（宿直）や日直勤務は通算される。1日8時間労働の日勤後に他院で当直（宿直）勤務をした場合、時間外勤務として割増賃金が発生し、かつ医師の働き方改革による年960時間以下の時間外・休日労働に含まれることとなる。

このことは主たる勤務先の医療機関では、時短計画への影響、総労働時間の把握、追加的健康確保措置による連続勤務制限・勤務間インターバル・代償休憩、また960時間を超える場合は都道府県の指定を受けなければならない等の問題が発生する。また、副業・兼務先の医療機関では、時間外労働に対する割増賃金分の入件費増、主たる勤務先の医療機関による総労働時間管理の為の当直（宿直）や日直の副業・兼業抑制で当直（宿直）や日直医師の不足などの問題が生じる。

そのため、各医療機関では、労働時間、休憩、休日労働、時間外・休日労働の割増賃金に該当しない宿日直勤務許可を部分的にでも得て準備しておく必要があると考える。

しかし、現在の宿日直勤務許可申請には多大な労力が必要であり、審査にも時間が掛かる。

そこで、許可を出す側の神奈川労働局から講師を招き、働き方改革の対策として宿日直勤務許可申請の手法などをご教授して頂く事を提案致します。

なお、進め方としては、神奈川県医療勤務環境改善支援センター主催、神奈川県病院協会共催の「働き方改革関連セミナー」を受講後に調査アンケートとして、医師の宿日直勤務許可申請の有無や申請時の問題点、知りたい事などのアンケートを行い、集計結果を基に補うような形で宿日直勤務許可申請の手法セミナーを開催する。